

## ご旅行条件書（手配旅行（EX旅先予約用））

### 1. 本旅行条件書の意義

- (1) 本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。
- (2) 本旅行条件書は、(株)ジェイアール東海ツアーズ(東京都中央区京橋1-5-8)(以下「当社」といいます。)が取り扱う手配旅行のうち「EX 旅先予約」について定めるものです。「EX 旅先予約」ではない手配旅行については、当社が別に定める旅行条件書（「ご旅行条件書（国内手配旅行・旅行相談）」）によります。

### 2. 手配旅行契約

- (1) 当社に運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の手配を委託するお客様は、当社と手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 当社は、お客様の委託により、代理、媒介又は取次をすることなどにより、お客様が旅行サービスの提供を受けることができるように、手配をすることを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・取引条件は、手配旅行の内容説明及び旅行契約の締結のための当社のウェブサイト(以下「予約サイト」といいます。)、本旅行条件書及び当社の旅行業約款(手配旅行契約の部)(以下「当社約款」といいます。)によります。

### 3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1) 旅行契約を締結しようとするお客様は、当社の予約サイトにてお申込みを行うものとします。
- (2) 旅行契約は、お客様のお申込みに対して、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (3) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行契約の申込みがあった場合、契約責任者が契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

### 4. お申込み条件

- (1) 旅行契約のお申込みをいただけるお客様は、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道会社のエクスプレス予約、スマート EX サービス及び Tokaido

Sanyo Kyushu Shinkansen Internet Reservation Service の会員のうち、次表に掲げる会員に限ります。

エクスプレス予約会員 (個人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提携個人会員</li> <li>・ビュー・エクスプレス特約会員</li> <li>・J-WEST (エクスプレス) 会員</li> <li>・JQCARDエクスプレス会員</li> <li>・プラスEX会員</li> </ul>
エクスプレス予約会員 (法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提携コーポレート会員</li> <li>・ビジネス会員</li> </ul>
スマートEX会員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートEX会員</li> </ul>
Tokaido Sanyo Kyushu Shinkansen Internet Reservation Service 会員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Tokaido Sanyo Kyushu Shinkansen Internet Reservation Service 会員</li> </ul>

- (2) お申込み時点で18歳未満の方は、親権者の同意が必要です。
- (3) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (4) お客様が、当社らに対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (5) お客様が、風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (6) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

## 5. 契約書面のお渡し

- (1) 当社は、旅行契約成立の際には速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する事項を電子メールにて通知します。契約書面は、この電子メールにて通知した事項、予約サイト、本旅行条件書及び当社約款により構成されます。
- (2) 当社が旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面に記載するところによります。

## 6. ご旅行代金

- (1) 旅行代金は、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用です。
- (2) 旅行契約が成立したときは、当社は、第5項(1)の通知をした日に、お客様が登録した第4項(1)の表に記載の会員のクレジットカード又はお客様が第4項(1)の表に記載の会員

に登録したときに登録したクレジットカード（以下、総称して「お客様のクレジットカード」といいます。）により、所定の伝票へのお客様への署名なくして契約書面に記載する旅行代金の支払いを受けます。

- (3) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動その他の事由により、旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- (4) 本項(3)の場合において、旅行代金の増加又は減少は、お客様に帰属するものとします。旅行代金が増加したときは、当社は、増加金額をお客様に通知し、通知を行った日に、お客様のクレジットカードにより、所定の伝票へのお客様への署名なくして増加金額の支払いを受けます。旅行代金が減少したときは、当社は、減少金額をお客様に通知し、通知を行った日にお客様のクレジットカードに払い戻しいたします。

## 7. 旅行契約の解除

### (1) お客様の解除権

- ① お客様は、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。
- ② 本項(1)の①の規定に基づいて旅行契約が解除されたときは、お客様は、すでにお客様が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだお客様が提供を受けていない旅行サービスにかかる取消料・違約料その他の運送・宿泊機関等に対してすでに支払い又はこれから支払う費用を負担しなければなりません。
- ③ お客様は、当社の責めに帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、旅行契約を解除することができます。
- ④ 本項(1)の③の規定に基づいて旅行契約が解除されたときは、当社は、お客様がすでにその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対してすでに支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、すでに収受した旅行代金をお客様に払い戻します。
- ⑤ 本項(1)の④の規定は、お客様の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。
- ⑥ お客様は、本項(1)の①又は③により旅行契約を解除するときは、当社のウェブサイトにて旅行契約を解除することとします。

### (2) 当社の解除権

- ① 当社は、次に掲げる場合において、旅行契約を解除することがあります。
- クレジットカードが無効になるなど、お客様のクレジットカードにより旅行代金の支払いを受けることができなかつたとき
  - お客様が第4項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
- ② 本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約が解除されたときは、お客様は、いまだ提供を受けていない旅行サービスにかかる取消料・違約料その他の運送・宿泊機関等に対してすで

に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担しなければなりません。

#### 8. 旅行代金の精算

当社は、第7項の規定によりお客様又は当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、お客様に対し払い戻すべき金額を通知し、通知を行った日にお客様のクレジットカードに払い戻しいたします。ただし、第7項(2)の①のaにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様は、当社の定める日までに、当社の定める方法により、お客様が当社に支払うべき費用を支払わなければなりません。

#### 9. 当社の責任

(1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代行させた者が故意または過失によってお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内にお申し出があった場合に限りです。

(2) お客様が次に例示するような当社又は当社が手配を代行させた者の関与することができない事由により損害を被られた場合は、当社は、本項(1)のときを除き、責任を負いません。

①天災地変、戦乱、暴動

②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止

③官公署の命令

(3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

#### 10. お客様の責任

(1) お客様の故意または過失によって当社が損害を被った場合、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社窓口又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

#### 11. 準拠法及び裁判管轄

- (1)本旅行条件書及び旅行契約は、抵触法の原則に関係することなく、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。
- (2)本旅行条件書又は旅行契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

## 12. 言語

本旅行条件書の原文は日本語で書かれています。本旅行条件書の日本語以外の表示に関して疑問が生じた場合には、日本語版の旅行条件書を正文とします。

### ■ 宿泊料金についてのご案内

当社で取扱いをしております宿泊料金には、原則サービス料、消費税が含まれております（一部サービス料、消費税がかからない場合がございます）。その他の税（例：入湯税、地方税、宿泊税）がかかる場合は現地宿泊施設に別途お支払ください。

観光庁長官登録旅行業第 957 号  
株式会社ジェイアール東海ツアーズ  
東京都中央区京橋 1-5-8

2024 年 9 月 5 日改定